

「奈良県土木部施工体制点検特別調査班（施工体制Ｇメン） 立入調査実施要領」 の一部改正について

◇改正理由

本調査は、工事現場の適正な施工体制の確保を図り、良質な公共事業の推進及び不良不適格業者の排除を目的とし、施工体制Ｇメンが施工現場への立ち入り調査で建設業法等に照らし不適切な事項があった場合、指導書を交付することにより、一律に工事成績評価（法令遵守違反）に反映してきた。

今回の改正では、立入調査と当該調査結果に基づく処分等（許可取消処分、営業停止処分、指示処分、勧告、監督員による指示）を分離し、立入調査については従来通り施工体制Ｇメンが行い、当該調査結果に基づく不適切な事項については、建設業法や入札参加停止要領等の所管課である建設業指導室及び公共工事契約課に報告することとしている。

このことにより、違反事実の軽重を踏まえ、より厳密な指導・処分の適用や指導・処分内容に伴う工事成績評価への反映を行うものである。

◇改正概要

○第２条（立入調査実施体制）、第３条（立入調査の対象）

・・・・・・・・ 公共工事契約課を立入調査の実施体制に加える。

○第６条（業者指導）

・・・・・・・・ 調査班は建設業法等に照らし違反があった場合、現場で「確認書」を交付し、建設業指導室長、公共工事契約課長、及び当該工事の総括監督員に報告する。

◇適用

平成２５年４月１日以降に施工現場への立入調査を実施するものから適用する。